

宍粟防災センター 2階喫茶コーナー運営事業者募集要項

宍粟防災センター 2階喫茶コーナーの運営事業者の募集について、必要な事項を次のとおり定めます。

対象者：市内の法人または個人

応募期間：令和7年4月15日（火）～令和7年4月30日（水）午後5時00分まで

応募方法：提案書（様式1）に必要事項をご記入のうえ、危機管理課までご提出ください。

現場説明：現場説明を行いますので、希望者は危機管理課まで必ず事前連絡をしてください。

現説日程：令和7年4月21日（月）午前10時～11時まで

質疑回答：質疑がある場合、別紙質疑書にご記入のうえ、危機管理課までFAXしてください。

※FAX送信後は、必ず着信の確認電話をお願いします。

質疑締切：令和7年4月23日（水）午後1時まで

回答日時：令和7年4月24日（木）午後1時以降に市公式サイトに掲載します。

必要経費：カウンター部分の使用料（月額20,037円）電気代相当分（月額12,213円）

合計：月額32,250円（電気料金の変動により変更する場合があります）

貸与機器：冷蔵庫、電気湯沸器、製氷器、電磁調理器（2口）、レジスター等【別紙参照】

※ただし、機器が故障した場合には、運営事業者の負担による対応とすること。

使用期間：市役所の会計年度（4月から3月）の単年とするが、複数年継続することも可。

※ただし、市役所の事業都合により契約を中止する場合もある。

選考基準：①公共性及び公益性に配慮されていること。

②良質な飲食物を適切な価格で提供でき、誠実に業務が履行できること。

③法人にあれば法人市民税に、個人にあれば市税に滞納がないこと。

④公募開始日から過去1年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

⑤宍粟市暴力団排除推進条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

その他：住民等からの苦情等があれば、運営事業者により真摯に対応すること。

隣接する飲食ブースをご利用いただけますが、占有することはできません。

事業者決定後、保健所へ営業許可申請を行い、許可後、営業許可書を提出ください。

【お問合せ先】

〒671-2593

宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市市長公室危機管理課

担当：小椋、上野

TEL:0790-63-3119（直通）

FAX:0790-63-3064